庁議(令和元年10月9日)結果について

- 1 開催日 令和元年10月9日(水)
- 2 場 所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長、市長室長、企画政策部長 総務部長
- 4 説 明 者 防災・危機管理監、環境部長、消防長、まちづくり政策部長 納税課長、企画政策課長
- 5 事 務 局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長 企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項
- (1) 平塚市水防団条例の一部を改正する条例(案)について

概要 1 改正理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年6月14日に公布され、同法の中で「地方公務員法」の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることのないよう、成年被後見人等に係る欠格条項等の適正化等を図るため、平塚市水防団条例の一部を改正します。

- 2 改正内容
 - ・第5条の見出しを「任免」に改めます。
- ・第5条第3項は、平塚市水防団員の欠格条項を定めており、同条第1号では成年被後見人又は被保佐人は水防団員になることができないとしていたため削除することとします。
- ・第5条第3項第2号中「禁錮」のふりがなを削除し、同号を同項第1号とし、同項第3号中「第7条」を「第8条」に改め、同号を同項第2号とし、同条第4項を削ります。
- ・第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げます。
- ・任命された水防団員が、心身の故障により職務の遂行に支障をきたす状態となった場合に、懲戒(第7条)とは別に分限処分を課すことで業務効率の確保ができるよう、「分限」の条項を新たに加えることとします。

結果 審議の結果承認された。

(2) 平塚市市税条例等の一部を改正する条例(案)について

概要 1 改正の趣旨 地方税法等の一部改正に伴い、平塚市市税条例等の一部を改正するものです。 2 改正の概要 平成31年4月1日から令和3年3月31日までに新規登録した軽自動車のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた車体に対して、現行のグリーン化特例(軽課)の適用期限を2年間延長します。その後、令和4年度の課税から、グリーン化特例(軽課)の適用対象を電気自動車及び天然ガス自動車に限定するものです。

(3) 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する 条例(案)について

概要 標題の件について、12月議会に上程、可決とともに公布し、約3か月間の周知期間を設けた後、令和2年4月1日から施行したい。ただし第28条第6号及び第7号の改正規定は、公布の日から施行としたい。

一般廃棄物の処理手数料等の額の改定

審議の結果承認された。

- 一般廃棄物の処理手数料等の額の改定について、次の事項を踏まえ、 新旧対照表(案)のとおり改定するものです。
 - 1. 平成28年度の改定から3年が経過し、平塚市の「使用料、手数料の算定基準」における「3年に1度見直しを行う」に該当。
 - 2. 令和元年 10 月の消費税 8%から 10%への引き上げ。
 - 3. 平塚市廃棄物対策審議会からの答申
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴う改正 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、廃棄物の処理及び清 掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令が平成31年4月1日から 施行されたことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8 条の17に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格について、専門 職大学の前期課程を修了した者が追加されたことを踏まえ、条文の整備 を行うものです。

結果 審議の結果承認された。

結果

(4) 平塚市消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)について

概要 1 改正理由 本市消防団の任命条項並びに失格条項における成年被後見人等に関す る一部改正を行う。

2 改正内容

成年被後見人等は、消防団員となることができないとする規定を削除することとし、「禁錮」のふりがなを削除します。また、第3条第1項各号を追加します。

結果

審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 平塚市総合計画(改訂基本計画) 1次素案に係るパブリックコメント手続の実施について

概要

本市では、市政運営の総合的指針として、平成28年度から令和5年度までを計画期間とする「平塚市総合計画~ひらつかNEXT~」を策定し、次の世代にたしかな平塚をつなぐため、31の基本施策と、その中から重点的に取り組むべき施策として抽出した12の個別施策を推進してきました。

平塚市総合計画~ひらつかNEXT~の計画期間が、中間年を迎えたことから、国の動向や社会経済情勢を踏まえ、基本計画の見直しを進めています。

この度、1次素案がまとまりましたので、パブリックコメント手続を実施するものです。

記

- 1 意見募集期間 令和元年10月18日(金)~令和元年11月18日(月)
- 2 周知方法 広報ひらつか(10月第3金曜日号)、市のホームページ
- 3 閲覧場所

市役所、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動 センター、各福祉会館、子育て支援センター、保健センター、青少 年会館

- 4 意見の提出方法 直接持参、郵送、ファックス、電子メール
- 5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見 に対する市の考えを一括して公表、回答します。
- (2) 平塚市用途地域等の見直しに係る基本方針(素案)に係るパブリックコメント手

続の実施について

概要

本市では、市全域を対象とした用途地域等の見直しを平成8年以降行っておらず、人口減少等の社会経済情勢の変化やまちづくりの進展により様々な課題が顕在化しています。

これらの課題と度重なる都市計画法の改正に対応し、平塚市都市マスタープラン(第2次)を踏まえた用途地域等の見直しを行う必要があることから、これまで検討を進めてきました。

この度、平塚市都市計画審議会における意見聴取及び庁内の部長級及 び課長級の検討会議等における検討を経て、見直しに係る基本的な考え 方となる「平塚市用途地域等の見直しに係る基本方針 (素案)」がまと まりましたので、市民のみなさまのご意見を反映するため、パブリック コメント手続を実施するものです。

1. パブリックコメントの募集

平塚市用途地域等の見直しに係る基本方針 (素案)について、市民の 意見を反映できるようパブリックコメント手続を実施します。

○意見の募集期間:令和元年10月18日(金)から同年11月18日(月)まで

2. 閲覧方法

市役所(まちづくり政策課)、各公民館、ひらつか市民活動センターなどで閲覧及び配布を実施するとともに、市ホームページへの掲載を行います。

3. 募集内容の周知方法

広報ひらつか(令和元年10月18日発行)、市ホームページ及び各 公民館等で周知します。

4. 意見募集の方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等により、住所、氏名、連絡先を記入の上、まちづくり政策課へ提出することとします。なお、提出された意見に対する個別回答に代えて、後日意見整理表として公表します。